

# 後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

被保険者の皆さんが納める保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

また、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が開始され、これまでの医療分とは別に、子ども分の保険料が新たに含まれるようになります。

## 【保険料額の計算について】

<b>所得割額</b> 被保険者の所得に応じて負担 賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率 <hr/> <b>医療分 所得割率(10.91%)</b> <hr/> <b>子ども分 所得割率(0.25%)</b>	+	<b>均等割額</b> 被保険者が等しく負担 <hr/> <b>医療分 6万976円</b> <hr/> <b>子ども分 1,356円</b>	=	<b>保険料(年額)</b> 医療分+子ども分 <hr/> <b>医療分 100円未満切り捨て                  上限額85万円</b> <hr/> <b>子ども分 10円未満切り捨て                  上限額2万1,000円</b>
--	---	--	---	--

○保険料(年額)は、医療分と子ども分それぞれで計算を行い合計した額になります。  
 ※前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

## 保険料の軽減(令和8年度)

**均等割額の軽減** 世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	医療分7.2割 子ども分7割
43万円+「31万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	5割
43万円+「57万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	2割

- 軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で徳島県で被保険者の資格取得した方は資格取得日)時点の世帯状況により行います。
- 軽減判定において世帯の総所得金額等の合計額を計算する際、65歳以上(※)の方については、年金所得から15万円を控除します。
- 表中の~~~~(波線)部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。
- 「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方のことです。
  - ① 給与収入額(専従者給与を含まず)が55万円を超える方
  - ② 65歳未満で、公的年金収入額が60万円を超える方
  - ③ 65歳以上で、公的年金収入額が125万円を超える方
 ※令和8年度は、昭和36年1月1日以前に生まれた方が65歳以上となります。

**被保険者の被扶養者であった場合の軽減** 後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間は均等割額が5割軽減されます。ただし、該当軽減より高い軽減に該当する場合は、高い軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減(後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	<b>軽減割合</b> 5割
---	-------------------

**保険料の納め方** 年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先はお住まいの市町村になります。

<b>●特別徴収(年金からの天引き)</b> 公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たり受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。	<b>【特別徴収】の徴収例</b>					
	<b>仮徴収</b>			<b>本徴収</b>		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。				前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

●普通徴収(納付書または口座振替による納付)  
 特別徴収の対象とならない方については、納付書または口座振替による納付となります。  
 ○新たに被保険者となった方や、お住まいの市町村が変わった方については、一定期間普通徴収となります。

●問い合わせ **徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666**  
 (〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1)  
**国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243**

## 令和2年度生まれのお子さんの保護者の方へ

# 麻しん風しん混合(MR)第2期の接種対象となりました

感染力の強い麻しん(はしか)や風しんは、ワクチンの接種だけが感染を防ぐ唯一の方法です。対象者には、4月に個人通知をしていますので、体調の良いときにできるだけ早く接種してください。

対象者	令和2年4月2日~令和3年4月1日生まれのお子さん
接種期限	令和9年3月31日(水)まで
実施医療機関	吉野川市内の指定医療機関 および徳島県予防接種広域化医療機関
接種料金	無料



※接種期限を過ぎると任意接種となり、自己負担(約1万円)となります。

●問い合わせ **健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245**

## 6月の元気生活プログラム

月	日	曜日	時間	地区	場所	内容
6	1	月	9:00~10:30 13:00~14:30	川島	こだま会館 立石公会堂	栄養のお話
	2	火	9:00~10:30	川島	川島公民館神後分館	楽しい脳体操
	3	水	9:00~10:30	山川	中部農業構造改善センター	栄養のお話
			13:30~15:00	鴨島	上浦公民館	介護予防体操
	5	金	9:00~10:30	川島	三ツ島西公会堂	口腔ケア
			13:00~14:30	山川	瀬詰老人会館	
	8	月	9:00~10:30	鴨島	森藤集会所	楽しい脳体操
	9	火	9:00~10:30	川島	川島公民館学西分館	健康
			13:00~14:30	鴨島	牛島集会所	
	10	水	9:00~10:30	山川	八坂会館	楽しい脳体操
			13:00~14:30	美郷	中枝老人憩の家	
	11	木	9:15~11:00	鴨島	西麻植公民館	相談
	12	金	9:00~10:30	川島	川島公民館本町分館	
	15	月	13:30~15:00	山川	西川田福祉センター	談
	16	火	9:00~10:30	美郷	三山老人憩の家	
			13:00~14:30	山川	湯立会館	
	18	木	9:00~10:30	川島	東児島公民分館	介護予防体操
	19	金	9:10~10:40 13:00~14:30	美郷 鴨島	中古井広域集落センター 飯尾会館	
	22	月	13:00~14:30	鴨島	敷地老人憩の家	栄養のお話
23	火	13:00~14:30	山川	元木会館	楽しい脳体操	
24	水	13:00~15:00	鴨島	知恵島公民館	介護予防体操	
25	木	9:00~10:30	鴨島	牛島公民館	楽しい脳体操	
29	月	13:00~14:30	鴨島	知恵島老人憩の家		

※初めて参加される方は問い合わせください。※フレイル予防手帳を持参してください。※資料がある場合があります。眼鏡が必要な方は持参してください。※健康相談は全ての教室で実施しています。受付時間は、基本的に開始時刻から30分間です。※講座内容は変更する場合があります。※理学療法士による介護予防体操、作業療法士による楽しい脳体操、歯科衛生士による口腔ケア講座、管理栄養士・栄養士による栄養講座を実施しています。

## 6月のリハビリ教室

月	日	曜日	時間	地区	場所	内容
6	4	木	9:00~11:00	川島	川島公民館 敷地分館	●血圧測定 ●理学療法士による個別運動指導 ●集団体操

●問い合わせ **長寿いきがい課 ☎22-2264 FAX22-2260**